

# 令和8年度 上砂川町奨学生志望のしおり

上砂川町教育委員会

上砂川町では、有用な人材を育成することを目的に町独自の奨学制度を設け、経済的な理由により学資の支払いが困難な方に、修学に必要な資金の一部を貸与します。

令和8年度分の貸付を希望する方は、下記の事項に留意され、新規または継続の手続きをしてください。

※認定期間は申請された年度1年間になりますので継続を希望する方は毎年申請が必要です。

## ★奨学金制度の内容

		奨学金の額	募集人員	償還期間および方法
修学奨学金	大学 大学院 高等専門学校 専修学校 各種学校	月額 50,000円 以内	若干名	貸付を終了後、1年間据え置き10年以内 月賦または年賦
	高等学校	月額 10,000円 以内	若干名	
入学奨学金	大学 大学院 専修学校 各種学校	一人最高 500,000円 以内	若干名	

- ※ 各種学校については、修業期間1年以上のものが対象になります。
- ※ 貸付期間は、修学奨学金は在学期間中(但し、**毎年度申請**)、入学奨学金は大学・専修学校・各種学校入学時ののみの貸与となります。
- ※ 入学奨学金は4月貸付時一時金として全額を、修学奨学金は1年を4月、7月、10月、1月の四半期に分け、各月に3ヶ月分を貸付します。
- ※ 奨学金の償還については、貸付を満了した翌月から1年間据え置きした後、10年以内の償還となります。償還金の年間支払額は、奨学金貸付額の10分の1を下回らない額となります。なお、退学した時、奨学金の交付を廃止した時、奨学金を辞退した時も同様に償還していただくこととなります。

**☆資格要件**（以下の要件を全て満たす方）

- ◇ 令和8年4月に学校教育法に定める上記学校へ入学する方、もしくは現在在学中の方で本町住民の子弟の方。
- ◇ 向学心に富み、奨学生として品行方正であることを約束する方。
- ◇ 保護者、連帯保証人がともに一定の所得を有し、償還期間内に借入金を完済する能力と意志のある方。また、町税及び使用料等を滞納していない世帯。
- ◇ 現在において、保護者が教育委員会に事前の相談なく奨学金の償還を滞らせていない方。

**☆出願方法**（次の関係書類を期日までに提出してください）

- ◇ 奨学生願書・家族状況調査票・在学校の推薦書・同意書
- ◇ 合格証明書または入学通知書（令和8年4月に入学する場合）
- ◇ 在学証明書（在学中の方）
- ◇ 令和7年中の収入のわかるもの（生計を同一にしている収入のある方全員分）
- ◇ 世帯全員の住民票

**☆出願期間** 令和8年1月26日（月）より2月27日（金）まで

**☆奨学生願書の記入について**

1. 氏名は、かい書で記入し、ふりがなを付けてください。
2. 本人の住所は、出願者本人の現住所（下宿先等）を記入し、家族の住所は生計を一つにする家族の住所（上砂川町）を記入してください。
3. 在学学校は、出願時の学校名・学年を記入してください。  
(大学入学時の出願の場合、在学する高校について記入します。)
4. 進学希望校は、第二希望校まで記入してください。
5. 奨学金の種類は、該当を○で囲んでください。
6. 貸付希望期間は、4月より翌年3月までの12ヶ月間となります。
7. 奨学金を希望する家庭事情は、詳細に記入してください。

### ☆家族状況調査票について

1. 就学者を除く家族とは、義務教育就学者および学校教育法に定める学校に通学する者を除く家族をいいます。
2. 同居・別居は、同居は同・別居は別と記入し、健康状態は良・不良と記入してください。
3. 勤務先は正式名称を記入し、年収は千円単位で記入してください。
4. 就学者は、上記1以外の全員を記入してください。
5. 設置者別は、国立・公立・私立の別を記入してください。
6. 通学別は、自宅または下宿(自宅外)の別を記入してください。

### 《推薦書の記入について》

出願時の校長(例:高校進学者は中学校長、大学進学者は高等学校長、また在学中のものは在学学校長)の推薦を受けてください。

### 《連帯保証人について》

一定の所得がある心身ともに健康な満65歳以下の者で、借入人(保護者)と生計を別にする者とします。町内在住者については、町税及び使用料等を滞納していない者とします。なお連帯保証人については、印鑑登録証明書の添付を必要としますので留意願います。

### ☆審査及び奨学生の決定について

提出された願書、その他書類から上記資格要件に照らし合わせ決定、通知します。

決定通知の発行日から10日以内に誓約書・連帯保証人の印鑑証明書・口座振替依頼書を教育委員会に提出してください。

### ☆償還の免除について

奨学生が卒業後、町内に居住し、町内企業に常勤雇用として就労している場合、1年毎に償還額の1年分(貸付総額の1/10)を免除します。

奨学生が卒業後、町内に居住し、町外企業に常勤雇用として就労している場合、1年毎に償還額の半年分(貸付総額の1/20)を免除します。

但し、いずれの場合も奨学生が公務員、出向者、転勤者等である場合は対象になりません。

☆その他

1. 申請にあたっては正確に内容を記入してください。
2. 奨学生決定後も、申請に虚偽が認められた場合、または奨学生としての資格要件を欠いた場合などは、その決定を取り消し貸付金の一括返済を求めることがあります。
3. 各様式の本人、保護者、連帯保証人の欄は、必ず本人が直筆で記入してください。
4. その他、本制度の運用は上砂川町奨学資金貸付条例の定めるところによります。

問い合わせ先 上砂川町教育委員会 学務係 Tel0125-62-2881